

世田谷区競争入札傍聴要綱

平成11年2月1日
世経理発第599号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区が発注する入札・契約制度についての透明性及び競争性の一層の向上を図り、競争入札の適正かつ公正な事務執行を実現することを目的とする。

(傍聴人)

第2条 財務部長は、競争入札を傍聴しようとする者に傍聴券を交付し、これに住所及び氏名を記入させ、係員に提示の上、傍聴席に着かせなければならない。

(傍聴券)

第3条 傍聴券(様式)は、入札当日受付で先着順に1人1枚を交付する。

(傍聴席)

第4条 傍聴席は、3席とする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員が求めたときは傍聴券を掲示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 財務部長は、傍聴券の交付を受けた者が傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還させなければならない。

(傍聴席に着くことのできない者)

第7条 財務部長は、次の各号のいずれかに該当する者を、傍聴席に着かせないものとする。

1. 録音機又は写真機の類を携帯している者
2. 酒気を帯びていると思われる者
3. その他、競争入札を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

1. 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。
2. その他、入札会場の秩序を乱し、又は競争入札の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 財務部長は、競争入札の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退席を命じることができる。

2 傍聴人がこの要綱に違反し、財務部長より退席を命じられたときは、静粛に退席しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日 世経理発第137号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

表

傍聴券

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

世田谷区財務部長



裏

傍聴人の守るべき事項

1. 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。
2. その他、入札会場の秩序を乱し、又は競争入札の妨害となるような行為をしないこと。